

日本産科婦人科学会御中

当院における提供精子による生殖補助医療の実施要項改変のご報告

拝啓

初春の候、新春のお喜びを申し上げます。

平素よりご指導いただき、厚く感謝いたしております。

この度は、当院の取組について、当院からの報告よりも新聞報道が先となり、ご迷惑をおかけしていることと存じます。当初の予定では来週の報道ということで、それまでに本報告をさせていただくつもりでございました。誠に申し訳ございません。

当院の提供精子に関する実施要項の変更についてご報告させていただきます。

大まかな変更内容は次の通りです。

1. 提供精子による生殖補助医療をうける夫婦は、子どもへの告知を必須とする
2. 提供精子による体外受精・顕微授精を開始する
3. 提供精子による体外受精・顕微授精は、原則、非匿名の提供精子を使用する
4. 非匿名精子の場合、子どもが18歳以上になると、子どもは精子提供者と接触することができる
5. 子どもの近親婚を回避するための確認ができる
6. 本治療で子どもを生んだ家族を対象に、当事者家族の会を定期的で開催する
7. 当院精子バンクの精子提供者は、自らの意思で、匿名か、非匿名かを選択することができる

上記変更内容が記載された、当院における提供精子による生殖補助医療の実施要項を同封させていただきます。AIDは引き続き御学会の会告に準じて実施します。

本来であれば、法整備を待ち、御学会が提案している公的管理運営機関の設置を待ち、出自を知る権利を含め問題点の解決が示されてから提供精子による体外受精・顕微授精を開始することが望ましいことは重々承知しています。しかし、AIDを実施している医療機関として、それを待てない患者が今現在も多く存在することも把握しています。

当院は、提供精子を用いた人工授精の登録施設です。1997年よりこれを開始し、現在、年間750～800周期のAIDを行っています。ご承知の通り、AIDは妊娠率が高い方法ではないため、患者のAID実施周期数は相当な数になっています。AIDで妊娠する患者の平

均周期数が10周期、妊娠しない場合、20周期以上はざらであり、60周期以上の患者も一定数おります。

当院でAIDを10周期以上行っても妊娠しない場合は、海外での治療を希望する患者が増えています。海外での治療の場合は、複数回の渡航が必要であることに加え、治療費は約200万とのことで負担が高い方法です。

SNS精子取引など、リスクある方法で提供精子の治療を選択されている方もいます。

ことここに至り、当院の実施要項をよく理解していただいた夫婦にのみ提供精子による体外受精・顕微授精を施術すべきと判断しました。

当院の実施要項策定にあたり、御学会の精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する提案書を参考にさせていただき、これに則した形で制定いたしました。

何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

敬具

令和4年1月14日
医療法人社団暁慶会
はらメディカルクリニック
院長 宮崎薫